

山村振興計画書（案）概要版

新潟県村上市

山村振興法とは

国土の保全、水源としての機能、自然環境保全を担う山村の、自立的発展を支援し、山村における経済力の培養と住民福祉の向上、人口減少の防止を目的として、山村の S40 に議員立法により、10 年間の時限立法として制定。その後、S50 から R7 まで 6 度にわたり期限延長。

現行法は R7.4.1 に施行されており、新たに、「農産物の供給」「生物の多様性の確保」「地球温暖化の防止」「山村におけるデジタル社会の形成」といったテーマが明記されている。

○山村の定義（第 2 条） -

山間地その他で政令に定める要件（※）に該当するもの。

※旧市町村（S25 の単位）の S35 時点で林野率 0.75 以上かつ、
人口密度 1.16 人/町歩未満

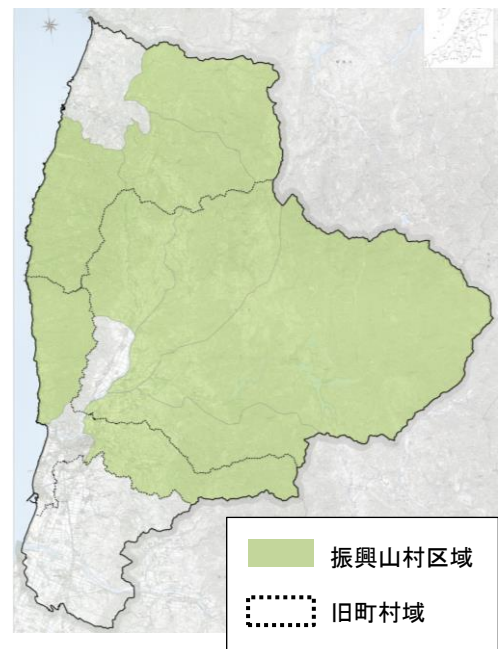
旧村上市	山辺里村、上海府村
旧朝日村	館腰村、三面村、高根村、塩野町村
旧山北町	中俣村、黒川俣村、下海府村

○山村振興基本方針（第 7 条の 2）

都道府県は、当該都道府県における振興山村の振興に関する基本方針を定めることができる。

○山村振興計画（第 8 条）

市町村は、山村振興基本方針に基づき、都道府県と協議の上、山村振興計画を作成することができる。



村上市の山村振興における評価と課題

村上市の本地域では、これまで 7 期にわたり山村振興計画を策定し、交通網の整備、農林漁業の生産基盤の整備、社会生活環境の整備等を中心に各種山村振興施策を講じてきた。これにより、利便性の向上と、交流施設の活用による都市部との交流が促進され、地域の活性化が図られた。しかし、本地域の主要産業である農林水産業の就業者は減少しており、森林、農用地等の荒廃が懸念されている。就業者減少の背景には、山村からの若者流出に加え、木材需要の伸び悩みや、外国産材の進出や木材価格の低迷が続いたことで、林業の経営状況が厳しくなったことも影響している。

<主要課題>

- 人口減少・少子高齢化（農林水産業の担い手・後継者不足）
- 農林水産業の停滞（木材価格低迷、耕作放棄地増加、就業者高齢化）
- 交通・インフラの整備（高齢者の移動困難、水道施設の経年劣化）
- 激甚化する自然災害への対応（要支援者への支援、自主防災組織の育成）
- 地域医療の持続性（地域医療体制の確保と地域連携の強化）
- 脱炭素社会に向けた取組

山村振興計画策定のメリット

山村振興法に基づく財政支援の活用【財政面】

山村振興計画を策定・届出することで、「山村振興法」に基づく財政的な優遇措置を受けることが可能となり、市財政の負担を軽減しつつ事業を推進する。

（山村活性化支援交付金、各種交付金補助率のかさ上げなど）

施策の方向性の統一【計画面】

農林水産、教育、観光、保健福祉など、各課の個別施策を「山村振興」という一つの軸で統合し、分野横断的に効率的かつ効果的に推進するための基盤となる。

地域住民や関係団体との連携強化【住民面】

地域住民、農林業従事者、商工団体、NPO 法人など、多様なステークホルダーを巻き込むことで、官民連携を強化する。

外部リソースの呼び込み【対外面】

「目的と戦略が明確である」という証明になり、企業や専門家からの信頼を得、投資、専門的知見の導入を得やすくする。

山村振興計画を策定することは、持続可能な地域社会をつくるための設計図を描き、それを実行するための財源を確保するプロセスと言える。

主要施策一覧（分野別）

分野	主な施策・活用予定事業
交通・道路	市道整備、橋梁長寿命化修繕、消雪施設整備
農業	ほ場整備・かんがい排水、広域農道改良、中山間地等直接支払交付金事業
林業	造林・間伐推進、松くい虫防除、担い手育成
水産業	漁港整備（地方創生港整備事業）、水産物供給基盤機能保事業
商工業	起業支援、販路拡大、人材獲得・定着支援、専門人材確保
防災・消防	防火水槽設置、消防車両・設備更新、防災行政無線整備
医療・福祉	母子保健事業の充実、妊産婦交通費・宿泊費支援
観光・交流	二子島森林公園・夕日会館整備、「縄文の里・朝日」運営、大須戸能保存伝承支援
生活環境	水道施設耐震化・配水管整備、農業集落排水施設整備、合併処理浄化槽整備
移住・定住	農業実習・生業体験、若年層職業的自立支援、市民協働まちづくり推進
環境保全	省エネ設備導入支援